

「理論の探求」と「事例」

大阪市立大学
大学院文学研究科
哲学教室
土屋 貴志

自己紹介

1961年生まれ、1990年 慶応義塾大学大学院文学研究科哲学専攻（倫理学分野）博士課程単位取得満期退学

1989～1994年 杉野女子大学・横浜国立大学・千葉大学などで非常勤講師、1994年より大阪市立大学文学部教員（現在准教授。哲学教室所属）

2002～2019年 医学部「医療倫理学」担当、2017年～ 大学院共通科目「研究倫理」共同担当。現在、人権問題研究センター兼任研究員

2005～2013年「薬害イレッサ西日本訴訟を支援する会」共同世話人、2012～13年度および2015～16年度 兵庫県三田市人権のまちづくり推進委員長

専門：倫理学（道徳哲学。とくに、倫理学基礎論、医療倫理学、人権論、道徳教育論）

発想の来歴

- 1995年2月「脳死・尊厳死 論争の交通整理役を果たす」『AERA MOOK 6 哲学がわかる。』朝日新聞社、78-81.
- 1996年3月「応用倫理学の必要性和留意点に関する覚書」『応用倫理学の新たな展開』（平成7年度科学研究費補助金・総合研究(A)研究成果報告書、研究代表者・佐藤康邦）28-32.
- 2004年3月「医療倫理学と保健医療社会学」『保健医療社会学論集』（日本保健医療社会学会）第14巻2号、1-8.
- 2010年1月9日「事例研究と倫理学」大阪市立大学哲学研究会第4回例会報告（大阪市立大学）
- [2011・2012年度 同志社大学文学部「倫理学特論」講義ノート](#)
- 2013年10月6日「事例研究と倫理学」日本倫理学会第64回大会自由課題発表（愛媛大学）
- [2014年度～ 大阪市立大学文学部専門科目「倫理学概論」講義ノート](#)
- [2019年4月21日「どう『応用』するのか——『現実の問題』の扱い方について」応用哲学会第11回大会一般演題発表（京都大学文学部）](#)

「臨床哲学」の「研究」にまつわる問題

- そもそも「臨床哲学」とは？

「『臨床哲学』とは、社会のさまざまな問題を、その問題が生じる現場に寄り添って考える哲学的営みのことです。問題が生じる現場では、よく苦しみが生じます。ですから、『臨床哲学』を苦しみの現場に寄り添う哲学と言い表す人もいます」 ([寺田俊郎「コラム：臨床哲学」共同研究プロジェクト@SOPHIA〈ケア〉の臨床哲学](#))

- その「研究」における、「社会のさまざまな問題」（「現実の問題」）への「寄り添」いかたを問うてみる
- とりわけ、哲学だけでなく、あらゆる学問の研究は、なぜ「現実の問題」を「ネタとして利用せざるをえない」のか、「ネタとして利用する」際に、なぜ、どのような注意が必要なのか、を考える

医療社会学における「in」と「of」

Robert Straus, "The Nature and Status of Medical Sociology," *American Sociological Review*, 22 (2), 1957, 200-204.

(1956年9月アメリカ社会学会大会での報告。110人の社会学者に対する調査結果)

- **sociology of medicine** : 医療の「組織的構造、役割関係、価値体系、儀礼、行動体系としての機能」等を、医療の外部から研究
 - 医学教育や臨床研究に近づきすぎるとidentityを失う危険がある
- **sociology in medicine** : 「様々な学問の概念や技法や専門家を統合する」共同の研究や教育
 - 同僚を研究すると良好な関係を失う危険がある

「現実の問題」（「社会のさまざまな問題」） の三つの扱い方

* あくまで探究の方向の理念型として

(1) 「現実の問題」を哲学の資源を用いて「解決」しようとする

= 現実「のため (for)」の哲学的探究

(2) 「現実の問題」を哲学の理論的探究や教育のための「ネタ」にする

= 現実「を用いた (with)」哲学的探究

(3) 「現実の問題」の意味や意義を（哲学的に）問う

= 現実「について (of)」の哲学的探究

(1) 現実「のため (for)」の哲学的探究

- その問題に直面している「当事者」の「役に立つ」ために、哲学に蓄積されている資源 (resource) を活用する
- 目的はあくまでも「現実の問題の解決」
 - 哲学的探究は問題解決のための手段ないし道具 (tool)

(1) 現実「のため (for)」の哲学的探究

医療倫理学（医学哲学）における例：

- 脳死状態患者からの臓器摘出を可能にしたり、中絶に関する女性の自己決定権を擁護したりするために、人間の生命の価値について考察する
- 薬害を防止するために、医薬品の審査が従うべき倫理的原理を明らかにする
- トリアージ（治療の優先順位づけ）を基礎づける原理を検討する

など

(2) 現実「を用いた (with)」 哲学的探究

ないし、現実「による (by)」 哲学的探究

- 「現実の問題」のほうを、哲学の理論を彫琢したり、思想研究を深めたり、哲学教育において、「実例」を示すための資源（「ネタ」）として用いる
- 目的は、より包括的で首尾一貫した理論を練り上げたり、具体例を挙げて抽象的な言説の理解を促すこと
 - 「現実の問題」は理論的彫琢や理解進展のための「ネタ」として引き合いに出されるだけで、その解決は目指されていない

(2) 現実「を用いた (with)」哲学的探究

- 現実の問題「における (in)」哲学的探究は、実はこのタイプのものであることがしばしば

例：

- 人間の生命の価値について考察するために脳死状態や中絶について論じる
- 何が適切な倫理的原理かを検討するために薬害の実例を引く
- 功利主義について説明するためにトリアージを紹介する
- 架空例による思考実験（トロリー問題など）よりも、実例に即したほうが、設定に反発されたり「考える意義がない」と思考を放棄されたりするのを抑えられる

(3) 現実「について (of)」の哲学的探究

- 「現実の問題」 そのものを「哲学的」に分析する
 - その「現実の問題」とはいったいどういうことなのか
 - その問題がそのように提起されているのはなぜなのか
- その「現実の問題」をいったん棚上げし対象化し、問題の別の捉え方がないか、「真の問題」は何なのか、などを追求する
- 「ネタ」として利用はしないが、かといって必ずしも問題の解決を（直接に）目指すわけでもない

(3) 現実「について (of)」の哲学的探究

「現実の問題」 そのものについての哲学的探究

例：

- なぜ脳死状態が人の死であるかどうか、胎児は人かどうか、が問題にされるのか（→心臓移植の禁止／許容や中絶権の否定／擁護）
- トリアージが必要になる条件とは何か（→災害における資源の希少など）
- 薬害はなぜ繰り返し起こるのか（→製薬企業にコントロールされる医学界や薬事行政）
- それらについて考えることにどんな意義があるか

しかし…

- この三つの方向性は、明確に分けられるなのか？
- もしそうでないなら、明確に分けられるかのように描くことの意義はどこにあるか？
- 「哲学的探究」において、これら三つの方向性は組み合わさっている／組み合わせるべきなのではないか？
- そうだとしたら、どのように組み合わさっている／組み合わせるべきか？

(1) 現実「のため (for)」の哲学的探究の目的

そもそも「解決」とは？その目的は？

- 当事者が「生きやすくする」こと

= 生きている（生きていく）際に遭遇する困難を少なくすること

= 生きていく（人生、生活）上での苦痛を減らすこと

- 当事者の利益を図ること

= 「業務（診療〔診断と治療〕、教育など）」との類比

(1) 現実「のため (for)」の哲学的探究の目的

- どうすれば「現実の問題」は「解決」できるのか？
- 「による (with)」探究によって得られる「より包括的で首尾一貫した理論」や「抽象的な言説」、あるいは「について (of)」の探究によって得られる「現実の問題の分析」がなければ、「現実の問題」は「解決」できないのでは？

(2) 現実「を用いた (with) 」 哲学的探究の目的

「より包括的で首尾一貫した理論を練り上げ」たり、「抽象的な言説の理解を促す」ことの目的は？

- 「世界」（ミクロおよびマクロな、自分が置かれている状況）を言葉によって把握すること

= 世界の「理解」。自分が置かれている状況がわかること

…何のために？

- 「研究」？（同様の立場に置かれた人や人類の利益を図るが、対象者本人の利益には必ずしもつながらない）
- わかること自体が目的（幸福）？
 - 「知的欲求を満足させる」と言ってもいいが、「満足感」「充足感」ではない、知的なエネルギー（活動）としての幸福

(3) 現実「について (of) 」の哲学的探究の目的
やはり「わかる」ことが目的か？
だとしたら、現実「による (with) 」哲学的探究と、
目的は同じなのか？

(研究？知的活動としての幸福？)

- メタレベルの「理解」 (「理解」についての「理解」) か？
- 「現実の問題」を「ネタ (材料、道具、手段) として用いていない」と言い切れるか？

さらに掘り下げるべき、数々の問い

- 「言葉」とは？ 「記述する」とは？
 - 「わかる」とは？ 「理解」とは？
 - 「現実の問題」とは？ 「事例」とは？
 - 「理論」とは？
 - 「ネタ」とは？
 - 「ネタとして利用する」とは？
 - 「ネタとしてしか利用しない」とは？
- ...以下で現時点での暫定的な回答を試みる

「言葉」とは？

- 一つの「言葉」は（「これ」「それ」等で直示するのではない限り）必ず複数の個別的な事物ないし出来事を指示対象とする
- それら複数の指示対象は要素として集合〔類〕を構成する
- その集合を示す記号が一つの「言葉」
 - 複数の主語の述語になるという古典的な意味で、すべての言葉は「普遍」である
 - 唯名論（「普遍」は言葉〔名〕であり、実体として存在するわけではない）
 - 固有名についても同様（例えば「土屋貴志」は「土屋貴志と呼ばれるX」であり、Xに該当する事物や出来事は一つではない）

「記述する」とは？

- 個別的な事物や出来事 (を含む集合) に言葉という記号をつけること
- 単一の言葉 (という記号) によってなされることもある
- 複数の言葉 (という記号) の組み合わせによって「文 (命題、言明 statement)」としてなされることもある
- 言葉や文自体をさらに記号で表すこともできる (→記号論理学)
- 「文」は体系を構成することがある (→理論)

「事例」とは？

- 言葉による、出来事についての「記述」
- 実際に起こった（「現実」の）個別的で一回限りの出来事を「記述」する場合と、実際には起こっていない架空の出来事について「記述」する場合がある
- 実際に起こった個別的で一回限りの出来事を、丸ごとそのまま言葉で記述することは不可能
- 記述する者が必要と思われる事柄を言葉で表現し、自分にも他者にも理解できるように構成された「はなし」（語り narrative、事例 case、物語 story、歴史 history）
- 別の視点から必要に応じて構成し直される可能性がつねに開かれている

「一般化 [一般的] 」とは？

- 「一般化」された記述が示す集合が、「一般化」される前の記述が示す集合より、多くの「事例」を要素として含む（より包括的な集合である）ということ
- より「一般的」な記述が当てはまる（その記述が示す集合の要素である）「事例」の数は、「一般化」される前の記述よりも多い（「外延」がより広い）
- 個別の「事例」に関する詳細な（個別的な）記述が略されて、他の「事例」にも当てはまる、より簡潔な（「内包」がより少ない）記述になっている

「抽象 [化] [抽象的] 」とは？

- 「事例」に関し、他の「事例」をも含む、より包括的な集合に関する事柄の記述になるよう、記述すること
- その「事例」に関する詳細な（より個別的な）記述が省略された、他の「事例」にも当てはまる、より簡潔な（「内包」がより少ない）記述
- 「抽象 [化] 」された記述が当てはまる（その記述が示す集合の要素である）「事例」の数は、
「抽象 [化] 」される前の記述よりも多い（「外延」がより広い）

「理解」「わかる」とは？

- 「理解する」とは、言葉によって「適切に」（「腑に落ちる」形で）記述すること
- 詳細な記述に対し、より少ない（一般的・抽象的な）言葉で「要するにどういうことか」を記述できた場合を含む
- 未経験の「事例」に、経験したことのある「事例」と共通する事柄を見出し記述することで、その未経験の「事例」を、そう記述される複数の対象によって構成される「より包括的な集合」の一要素とする場合を含む
- 同じように記述される（＝同一の集合に含まれる）「事例」同士は「類比」することができる

「理論」とは？

- 「事例」から「抽象」される「一般的」な事柄についての、言葉による記述
- （現実ないし架空の）個別の出来事を要素とする集合である「事例」を要素とする、より包括的な集合に関する事柄の記述（言葉の体系）
- より簡潔な（より「内包」が少なく「外延」が広い）言葉での記述

「理論」を「理解」するとは？

- 「理論」を「理解」する（「わかる」）とは、その理論が記述する集合の要素である「事例」は何か（具体的にどういうことを指しているのか）を「理解」する（「わかる」）こと

→ 「理論」を「理解」するためには「事例」が欠かせない（「事例」を示せなければ「理論」を「理解」したとはいえない）

「ネタ」とは？

- ある（「理論」的で「抽象的」な）記述が、要素としてどのような「事例」を含んでいるのか（具体的にどういうことを指しているのか）を示すために引照される「事例」
- 個別的で一回限りの、現実には起きている、人に関する出来事を「記述」した「事例」の場合、「理論」におけるその人の立場は、「人を対象とする研究」における研究対象者（被験者）と同じ
 - 「研究」とは「理論」の探求にほかならない

「ネタとして利用する」とは？

- 「理論」を「理解」させるために、その「理論」（という記述）が要素として含む「事例」として示すこと
- 個別的で一回限りの、現実には起きている、人に関する出来事を「記述」した「事例」を、「理論」の要素として示す場合、「人を対象とする研究」における研究対象者（被験者）に対するのと同じ配慮が必要になる

「ネタとしてしか利用しない」とは？

- 「理論」を「理解」すると、類比などにより、「事例」についての「理解」も深まるはず
 - しかし、もっぱら「理論」を「理解」することのみ関心があり、「事例」そのものについて「理解」することには関心をもたないことがある
- 「理論」が「理解」できたら、「事例」をもはや「用済み」とし、その「事例」が指示する「個別的で一回限りの出来事たち」そのものには関心を向けないこと
- その「事例」が実在の人を含む場合は、その人を「単なる手段としてのみ用いる」ことになる

「理論の探求」において 実在する人を含む「事例」を扱う必要性

- 人に関する「理論」の探求においては、実在する人を含む「事例」を取り上げて（＝「研究対象者」 [「実験台」] として）研究を行わなければ、人についての「理論」を構築することはできない
 - 人以外の存在（動物 [やロボット?]）などに関する「事例」を取り上げた「理論」は、あくまでも人以外の存在に関する「理論」であって、人についての「理論」ではない
- 人に関する「理論」の探求において、実在の人を含む「事例」を取り上げざるをえない

医学が抱える構造的な倫理的葛藤

- 医学の「理論」や治療法を探求すること（医学研究）の目的は、人の病を治したり癒したりすること（治-癒）
 - しかし、**診療**の目的は目の前の患者の治-癒だが、**医学研究や医学教育**の目的は、目の前の患者や研究対象者よりも、他の多くの患者や人類全体の治-癒
…その目的を果たすために、目の前の人を「実験台」や「実習台」にせざるをえない
 - **医療経営**や**医療政策**も同様に多くの人々の治-癒が目的
…そのために目の前の患者を「手段」として用いたり「犠牲」にせざるをえないこともある
 - 医学や医療はこうした構造的な倫理的葛藤を抱え持っている
…この葛藤に対処するために、医療倫理は「人を人として扱うべし」ということを根本に置かなければならない
- * 「人」とは？ 「人として扱う」とは？

人間科学・人間工学が抱える構造的な倫理的葛藤

- 人間科学（行動科学、社会科学を含む）の目的：人の身体や心・行動（社会的行動を含む）に関する「理論」の探求
- 人間工学の目的：人間科学の成果に基づいて、人々の幸福を増やし不幸・苦痛を減らすための技術・装置・物品を開発する方法に関する「理論」の探求
- しかし、その目的を果たす「理論の探求」においては、人を「研究対象」「実験台」「実習台」にする過程を避けられない
= 人間科学・工学も、医学と同様に、こうした根本的・構造的な倫理的葛藤を抱え持っている

「業務」と「研究」の区別

- 「業務」（診療、検査、治療、ケア、教育、など）：
 - すでに有効性が確立していることを、その対象者に利益をもたらすために行う
 - 「研究」（実験、調査、など＝「理論」の探求）：
 - まだ有効性が確立していないことを行ってみたり、研究対象者を観察したりする
 - 第一の目的は、その対象者に利益をもたらすことではなく、治療法・教育法や科学的知識の「理論」を確立することで、他の人々や人類全体に利益をもたらすことにある
- * その対象者に利益がもたらされるのは「たまたま」

「治療的」研究と「非治療的」研究

- 「治療的」研究（治療実験、実験治療）：研究対象者は「患者」。研究に参加することで直接的な利益（病気の治癒、症状の緩和、生活状況の改善など）が生じる可能性がある

*あくまで可能性。利益が生じることが明らかなら、すでに「治療」「対策」として確立しているはずで、「研究」する必要はない。利益が生じると期待できるが、本当にそうかどうかわからないし、害のほうが大きいかもしれないから、研究する必要がある

- 「非治療的」研究：研究に参加しても本人には直接的利益はない。他の患者や人類全体の利益のために行われる

とりあえずの結語

- 実在する人に関する「理論の探求」において、実在する人を含む「事例」を「ネタ」にすることは欠かせない
- しかし、「理論の探求」のために、実在する人を含む「事例」を「ネタとしてしか利用しない」ならば、その実在する人を「単なる手段としてしか利用しない」ことになりかねない
- したがって、実在する人を含む「事例」を「ネタ」にする場合は、実在する人に対する「被験者保護」としての配慮が必要である